

## 構成員・団体からの意見書

・社会福祉法人日本盲人会連合	1
・全国重症心身障害日中活動支援協議会	5
・一般社団法人全国児童発達支援協議会	8
・全国発達支援通園事業連絡協議会	11

2017（H29）年3月8日

## 児童発達支援ガイドライン素案についての意見書（第3回）

社会福祉法人 日本盲人会連合  
高橋 弥生

### 第1章

#### 2 障害児支援の基本理念について

##### （1）障害のある子どもの本人の最善の利益の保証

「障害の疑いのある子ども」も含めていただきたい。

文中に障害の疑いのある（気になる）段階からの支援を明記していただきたい。

##### （3）家族支援の重視

・「障害のある子どもに対する各種の支援自体が、家族の支援の意味を持つものであるが…」  
この一文はなくてもよいのではないか。ない方が家族支援の理念が伝わりやすい。

・「障害特性や発達の各段階に応じて…」障害特性を入れていただきたい。

理由として、発達の視点だけでなく障害の特性を保護者や家族が理解し学ぶことの支援は、  
子どもにも家族にも良い影響を与えます。視覚障害や聴覚障害、発達障害等々の障害特性が  
発達に影響を及ぼす要因となるからです。

##### （1）～（4）において文言の整理

「障害児」「障害児支援」「障害のある子ども」等表現がバラバラです。「障害のある子ども」  
の統一が望ましいです。

### 3 児童発達支援の役割

#### ①児童発達支援にたどり着くまでの入り口支援の役割も重要だと考えています。

病院での診断や治療の段階、保健センターで等での健診後のフォローの段階から支援を必要とする子どもと保護者がいます。また、保護者は望まない場合でも虐待等のリスクがあり療育支援や保護者支援が急がれるケースもあります。受給者証を取るまでに多くの時間を要することも少なからずあります。気になる段階からの支援として、児童発達支援での相談支援や訪問による相談・療育支援も役割の中に入れていただきたい。

視覚に障害や不安のある子どもは、生後数カ月から病院を受診し診断のための病院めぐりや、手術のための入院などがあり、母子の愛着形成や運動発達に大きな影響が生じます。なるべく早期に親子に関われる仕組みが必要です。

\*そのための報酬加算も必要。

②地域に児童発達支援センターがない、障害特性から遠方まで行かないと専門的な支援が受けられない、病気や体調などの理由で通えない、保護者や家族の理由で通えない場合などさまざまな理由から在宅で過ごす子どもがいます。在宅でも療育が受けられ、また条件が整えば通所も可能となる、状況に応じて柔軟に対応できる支援が必要です。

(どの項目に入るのかは分かりません。検討いただきたい。)

#### 4 児童発達支援の原則

「障害の疑い（気になる）段階からの支援」を明記してください。

##### (2) 児童発達支援の方法

ア 乳幼児期の子どもの発達においてあそびは重要な位置づけとなります。

遊びを通して人との関わり、物の認知、運動発達などの力を養っていきます。また、さまざまな自然とのふれあいや体験は、豊かな感性を養い、生きる力につける手段として重要なものです。

あそびを基本に取り入れながらの発達支援を位置づけていただきたい。5領域に分けられない内容もあり、プラス「あそび」の項目を入れていただきたい。

#### 5 障害のある子どもへの支援

役割・原則の次に5のタイトルがありますが、タイトルと内容がしっくりきません。

さまざまな要素が含まれ解りにくい。「児童発達支援における子どもへの支援」というような内容でしょうか。

0歳児からの支援の位置づけ。3歳未満の子どもと3歳のこどもでは支援の内容が異なります。0歳、3歳未満の子どもでは、保護者支援とりわけ母親への育児支援は重要です。家族や身近な大人との愛着関係を育む大切な時期です。子どもの障害を受け止め、子どもとともに歩んでいくための子育ての基礎的な時期として児童発達支援の役割は大きなものです。

0歳、3歳未満、3歳以上に分けての支援を明記してください。

## 第2章 児童発達支援の提供すべき支援

### (1) 発達支援

#### ア 本人支援

「発達支援計画」→「個別支援計画」従来の名称がよい。

個別支援計画の名称が保護者や関係者にも浸透してきたところです。名称変更となるのは、混乱しやすい。

「移行支援」や「家族支援」が含まれているため、総合的な支援と捉えることが出来る。

#### ウ 支援に当たっての配慮事項

○視覚に障害のある子どもに対しては、聴覚、触覚及び保有する視覚などを十分に活用しながら、さまざまな体験を通して身近な物の存在を知り、好奇心や意欲を育していく。また、ボ

ディイイメージを育て、身の回りの具体的な事物・事象や動作とことばを結び付けて基礎的な概念を図るようにすることが必要である。

\* 危険からの回避は視覚に障害がある子どもにとって必要なことですが、乳幼児期においては危険回避より、好奇心・意欲を育てることが優先されるべきと考えます。

## (2) 家族支援

障害のある子どもを育てる家族に対して、障害特性に配慮し、子どもの「育ち」や「暮ら」を…。

「障害特性に配慮」の文言を入れてください。保護者や家族が障害の種類やその特性を知り、理解を深めていくことは重要なことです。

(キ) ペアレント・トレーニングは、発達障害等の保護者へのトレーニングとして使われているイメージが強い。決められた方法ではなく、多様な障害に対応できるプログラムが必要です。トレーニングという言葉はなじまない。サポートなどのことばが受入れやすいです。また、ペアレントメンター的な存在は、同じ親としての共感や寄り添いなど、乳幼児をもつ保護者に安心と子育てへの勇気与えます。

視覚障害など身近なところに仲間がない保護者にとって、同じような障害の子を育てた経験のある保護者との出会いはより重要なものです。

保護者や家族に向けた支援（メニュー）を行う場合、保護者（家族）だけの参加（出席）も相談支援加算に認めていただきたい。子どもは保育所等に行き、保護者だけが学習会等に参加する、或いは相談に訪れる場合は相談支援の加算の対象とされていません。より内容の濃い充実した家族支援を行うために、家族だけの通園の場合も報酬の対象としてください。子どもの療育時間と併行して行う保護者支援も相談支援加算の対象としていただきたい。

## 第3章 児童発達支援計画の作成及び評価

サービスとう言葉。大人の福祉サービスでは使われていますが、子どもの発達支援では、サービスはなじまないと思います。保育所や幼稚園、学校との連携においてもサービス担当者会議という言い方なじみません。（発達）支援会議などの言い方が望ましいと思います。いい表現はないでしょうか。

## 第4章 関係機関との連携

前文の関係機関に放課後等デイサービスを入れてください。

### 1 母子保健や医療機関等との連携

#### (2) 医療機関や専門機関との連携

入口支援を考えた時、個人のケースだけでなく、日ごろから医療機関との連携は重要であると考えます。病院にパンフレットを置く、医療関係者と研修の機会をもつ、病院で相談会を開くなどして垣根を低く、医療関係者からも相談しやすい関係や体制を整えておくことが必要です。入院中から病院での療育（発達）支援も含めて考える。長期入院をしている医療的ケア児やがん治療の子どもなどには特に必要です。

平成 29 年 3 月 7 日

## 児童発達支援ガイドライン（素案）に対する意見書

全国重症心身障害日中活動支援協議会  
鈴木 麻記子

児童発達支援ガイドライン（素案）に対して、以下の意見を申し述べます。  
追加・変更等のお願いを下線でお示ししますので、ご検討いただきたいと存じます。

### P.8 ア. 本人支援の一（ア）健康・生活について

『b 支援内容一（a）健康状態の把握』に「健康な心と体を育て自ら健康で安全な生活を作り出すことを支援する」とありますが、この内容は『（ア）健康・生活』の全体的な支援内容にあたると思われ、上位に記述される内容と考えます。

『b 支援内容一（a）健康状態の把握』では、「健康状態の常なるチェックと必要な対応を行う。その際、意思表示が困難な場合などの障害特性に配慮し、小さなサインから心身の異変に気づけるよう、きめ細かな観察を行う。」のような、障害特性への配慮の追加。

『b 支援内容一（b）健康増進』では、「健康な生活のリズムを身に付け、楽しんで食事ができるよう咀嚼・嚥下機能にも配慮し支援する。また、病気の予防や安全への配慮を行う。」など配慮の追加。

### P.13 ウ. 支援にあたっての配慮事項

「○医療的ケアが必要な子どもや重症心身障害のある子ども、また、難病や慢性疾患等で医療的には配慮が必要な障害のある子どもに対しては、心身や健康の状態、病気の状態等を十分に考慮し、活動と休息のバランスをとりながら、様々な活動が展開できるようにすることが必要である。また、健康状態の維持・改善に必要な生活環境を身につけることができるようになることが必要である。」のような表現の変更。

あらたに、

「〇重症心身障害のある子どもに対しては、上記の重複するすべての障害への配慮が必要である。また、意思表示の困難さに配慮し、子どもの小さなサインを読み取り、興味や関心をもった体験的な活動の積み重ねができるようにする必要がある。さらに、筋緊張を緩和する環境づくりと、遊び、姿勢管理により、健康状態の維持・改善を支える必要がある。」など、重症心身障害のある子どもに対しての配慮項目の追加。

**P.20 (2) 医療機関や専門機関との連携**

「子どもの事故やけが、健康状態の急変が生じた場合に備え、近隣の協力医療機関をあらかじめ定めておく必要がある。特に、重症心身障害のある子どもや医療的ケアが必要な子どもは、必ず事前に協力医療機関（主治医ではない）を受診し、医師に子どもの状態について理解しておいてもらう必要がある。

また、医療的ケアが必要な子どもを受け入れる場合は、保護者や主治医から、医療的ケアや急変時の対応等の情報を詳しく収集し、すべて適切に提供できる体制を整えておく必要がある。また、子どもの主治医や近隣の協力医療機関との連携体制を整えておく必要がある。」のような、協力医療機関についての内容の追加。

**P.23 (1) 適切な職員配置 ○1つ目と2つ目**

「児童発達支援センターにおいては、～～～主に重症心身障害のある子どもや医療的ケアが必要な子どもに対して児童発達支援を行う場合は、看護師（2名以上配置することが望ましい）、機能訓練担当職員の配置を行い、医療的ケア等の体制を整える必要がある。また、看護師が1名配置の場合は、指導員等も法律に定められた範囲内の医療的ケアを提供できるようにしておくことが望ましい。少なくとも、看護師の欠勤により利用を拒むことのないような体制を整えておく必要がある。」のような追加と変更。

「児童発達事業所においては、～～～主に重症心身障害のある子どもや医療的ケアが必要な子どもに対して児童発達支援を行う場合は、指導員または保育士に替えて、児童指導員または保育士、さらに嘱託医、看護師（2名以上配置することが望ましい）、機能訓練担当職員の配置を行い、医療的ケア等の体制を整える必要がある。また、看護師が1名配置の場合は、指導員等も法律に定められた範囲内の医療的ケアを提供できるようにしておくことが望ましい。少なくとも、看護師の欠勤により利用を拒むことのないような体制を整えておく必要がある。」のような追加と変更。

P.27 (1) 衛生・健康管理

「○重症心身障害のある子どもなど全身性障害のある子どもの場合、常に骨折が起こりやすいことを念頭におき、適切な介護・介助を行う必要がある。」

「○重症心身障害のある子どもなど全身性障害がある子どもの場合、誤嚥性肺炎を起こさないよう、摂食時の姿勢や車椅子の角度等の調整、本人の咀嚼・嚥下機能に応じた適切な食事の介助が必要である。」

などの追加。

P.28 (2) 非常災害・防犯対策

「○障害種別や障害特性ごとの災害時対応について～～～特に医療的ケアが必要な子どもについては、保護者や主治医および協力医療機関との間で災害発生時の対応について綿密に意思疎通を図っておくことが重要であり～～～。」の追加。

P.28 (3) 緊急時対応 ○二つ目

「○特に、常時、医療的ケアを必要とする子どもに対しては、窒息や気管出血等、生命に関わる事態への対応を熟知しておくとともに、実践できるようにしておく必要がある。そのため、必要な医療機器（吸引器・酸素ボンベ・救急蘇生バックやマスク等、パルスオキシメーターほか）を整備しておくことが望ましい。」などの追加。

P.29 (1) 保護者との連携 ○一つ目

「○日頃から子どもの状況を保護者と伝え合い、子どもの発達の状況や課題について共通理解を持つことが重要である。このため、医療的ケアの情報や介護・介助の方法、安楽かつ適切な姿勢などや、気になる情報があった場合の情報等について、～～～」などの追加。

以上

平成 29 年 3 月 8 日

## 児童発達支援に関するガイドライン策定検討会 意見書

全国児童発達支援協議会（CDS・J）

理事 山根希代子

児童発達支援ガイドライン（素案）に関して、以下の意見を申し述べます。

### 1. 第 2 章 児童発達支援の提供すべき支援（ねらいおよび内容）について

アセスメントをベースに支援内容が記述しており、児童発達支援を実施するうえでのガイドラインとして、方向性が明確でわかりやすいと感じました。

一方で、①児童発達支援事業所を中心に行っている子どもがいること ②児童発達支援を担う保育士等はその養成課程において、認定こども園教育・保育要領、幼稚園教育要領、保育所保育指針の内容（健康・人間関係・環境・言葉・表現）を基本とした学習を積み重ねていること ③並行通園や移行支援の際に保育指針などの項目建てがわかりやすいこと の 3 つの理由のため、発達支援における 5 領域との整合性を図る必要があると考えます。

したがって、保育指針等における 5 項目（健康・人間関係・環境・言葉・表現）に分類したとき、それぞれの支援内容がどこに当たるのかの追記をお願いしたい。

### 2. 「養護」にかかる追記のお願い

発達支援をする子どもは育てにくさからくる虐待のリスクも高く、より専門的な支援を必要としています。虐待等に関する記述は権利擁護の中で述べてありますが、児童発達支援にかかるスタッフがこれらの子どもや家族の存在をより意識することとともに、日常的な子どもへのかかわりも重要なと考えます。

したがって、養護に関して別途以下のような内容の記載をお願いしたい。（保育指針を基に記述）

#### 養護について

##### （ア） ねらい

- ①一人一人の子どもが、健康で安全に過ごせるようにする。
- ②一人一人の子どもの、生理的欲求が、十分に満たされるようにする。
- ③一人一人の子どもが、自分の気持ちを安心して表すことができるようになる。
- ④一人一人の子どもが、周囲から主体として受け止められ主体として育ち、自分を肯定する気持ちが育まれていくようにする。

##### （イ） 内容

- ① 一人一人の子どもの健康状態や発育及び発達状態を的確に把握する。
- ② 家庭環境、生活の実態を知り、社会的養護など支援の必要性を感じる場合は、速やかに適切に対応する。

- ③ 家庭との連携を密にし、主治医などとの連携を図りながら、保健的で安全な療育・家庭環境の維持及び向上に努める。
- ④ 清潔で安全な環境を整え、適切な援助や応答的な関わりを通して子どもの生理的欲求を満たしていく。
- ⑤ 家庭と協力しながら、適切な生活リズムが作られていくようする。
- ⑥ 適度な運動と休息を取ることができるようにする。
- ⑦ 食事、排泄、衣類の着脱、身の回りを清潔にすることなどについて、子どもが意欲的に生活できるよう適切に援助する
- ⑧ 子どもの欲求を適切に満たしながら、応答的な触れ合いや言葉かけを行う。
- ⑨ 子どもの気持ちを受容し、共感しながら、継続的な信頼関係を築いていく。
- ⑩ 人との信頼関係を基盤に、主体的な活動、自発性や探索意欲などを高め、自信を持つことができるよう成長の過程を見守り、適切に働きかける。

### 3. 「表現」にかかわる追記のお願い

保育指針等における「表現」は、運動・感覚、認知・行動、言語・コミュニケーションに含まれるものもあると考えられますが、児童発達支援事業所を中心に生活している子どもにおいては日々の生活において重要な要素の一つです。

したがって、表現に関して別途以下のような内容の記載をお願いしたい。（保育指針を基に記述）

#### (ア) ねらい

- ① いろいろな物の美しさなどに対する豊かな感性を持つ。
- ② 感じたことや考えたことを自分なりに表現して楽しむ。
- ③ 生活の中でイメージを豊かにし、様々な表現を楽しむ。

#### (イ) 内容

- ① 散歩など自然に触れる活動の提供
- ② 音楽・絵画など文化的な活動の提供
- ③ 水、砂、土、紙、粘土など、感覚機能を使った活動の提供
- ④ リズム遊びなど運動を通じた表現活動の提供
- ⑤ 絵本、劇遊びなど、言語・イメージあそびを通じた表現活動の提供
- ⑥ 自らを表現する楽しみや喜びを経験の機会の提供
- ⑦ 行事などを通じて表現活動の発表の機会の提供
- ⑧ 文化伝承遊びの提供

### 4. 気になる段階からの支援について

家族支援の中に記載はあるが、気付きへの支援・気になる段階からの支援について、子どもへの支援・役割を持つ機関などを含め記載の検討をお願いしたい。

5. 「児童発達支援に提供すべき支援」について

ア 本人支援

(ア) 健康・生活

食育に関する内容の追記をお願いしたい

発達支援を要する子どもは口腔内機能（咀嚼・嚥下、姿勢保持、自助具等）に関する支援や、食行動におけるこだわりや偏食への対応等、様々な食に関わる支援を必要としている。給食の提供の有無にかかわらず、保護者へのアドバイスなどを含めた支援を必要としている。

ウ 支援にあたっての配慮事項について

知的障害と発達障害を分けて記述をお願いしたい。

(例) 知的障害が軽度もしくは伴わない発達障害のある子どもの場合は、得意な情報や様々な資源を用いて認知等のばらつきによる困難を軽減し、環境の把握や集団活動を保障するために、具体的・視覚的な手段を使いながら、活動・場面の理解を支援するとともに、相手とかかわる際の具体的な方法・手段を身に付けること、人とともに感情をコントロールする事などを通じて、環境を把握するとともに自尊感情を育むことに配慮を要する。そして将来、自分自身の得意・不得意などの特性を理解する事や自分の状態をモニターし必要なことを自己選択し、様々な現象を自分の事としてとらえた主体的に生きていく事へつながる支援への配慮が必要である。

6. 市町村の役割として、児童発達支援のシステムや人材育成等を各事業所と協働して構築することを追記していただきたい。

7. 「移行支援について」

こどもにとっての移行先の環境アセスメントおよびその環境の整備も必要である。市町村・相談支援事業・保育所等訪問等を機能させて、環境アセスメント・整備を念頭に入れたうえでの移行支援の充実も図られる必要がある旨を記述していただきたい。

## 「児童発達支援ガイドライン」構成案に関する意見

2017年3月8日

全国発達支援通園事業連絡協議会会長 近藤直子

第3回ガイドライン策定検討会において提案された「素案」は、全体として、2回までの論議及び関係団体の意見を踏まえた「素案」となっており、事務局のご努力に感謝いたします。そのうえで、以下のような点についてさらに補強していただければ幸いです。よろしくご検討ください。

○児童発達支援事業が、国際条約を踏まえた児童福祉事業であることをより明確にしてください。

○「疑い」の段階から、及びゼロ歳児から支援が開始することを「総則」に明記してください。

○ゼロ歳児、医療的ケア児、重症心身障害児のような、健康面、体力面への配慮を必要とする子どもたちを対象とすることから、「全国児童発達支援協議会」の意見書にあるように、「養護」の項目を追加してください。またこうした子どもたちは、体調などの関係で欠席がちなことを踏まえ、そのことが事業所の運営に支障をきたすことのない制度設計をお願いします。

○「気づきの支援」として、多くの事業所が取り組んできた、保健センターなどの「親子教室」や、契約前の無償の「親子療育」などを「関係機関との連携」に位置付けるとともに、その財政的基盤を整えてください。

○保育所や幼稚園、認定こども園への移行に際しては、入園前に担当職員が親子と同伴し、本人が安心して生活しうる環境の検討や、移行先において「お試し保育」を受けること、また移行後に移行先からの要請で支援を実施しうるよう、制度設計をお願いします。

「ガイドライン」素案の以下の部分に関して、具体的な意見を提起させていただきます。

### 一、1章 「総則」に関して

障害者権利条約の「障害のある子ども」関連条項、児童の権利条約の「障害のある子ども」条項にも触れていただきたい。

### 2 「障害児支援の基本理念」に関して

#### (1) 障害児本人の最善の利益の保障

障害の疑いの段階から最善の利益が保障されることの明記→「このように、障害児支援を行うに当たっては、その疑いの段階から、障害の種別にかかわらず…」下線部挿入。2P

### 3 「児童発達支援の役割」に関して

(1) 「障害のある及びその疑いのある子どもに対し…」と、「疑い」を加え、さらに「ゼロ歳児から児童発達支援センター等において」とゼロ歳児を位置付ける。3P

(3) 疑い段階からの、地域機関への支援に関しても位置づける。例えば

「家族への支援に努めなければならない。そのためには障害の疑いの段階から保健センター、子育て支援センター等と連携し、保護者が安心して子育てに取り組めるよう支援する。また、地域社会への…」 3P

連携先には「放課後等デイサービス、放課後児童健全育成事業」も位置付けていただきたい。 3P

## 5 障害のある子どもへの支援

「保育所保育指針」を踏まえてゼロ歳児について記述を加える。例えば5Pの「3歳未満の」の前に以下のような文章を追加する。

生まれてすぐに診断される、ないしはゼロ歳児期に診断される障害児で、ゼロ歳児期より通所を希望する場合は、医療機関と連携しつつ、状態の良い時に親子で登園しうるよう支援するとともに、必要であれば家庭訪問療育を実施する。

## 二、第2章 「児童発達支援の提供すべき支援」に関して

### 1、児童発達支援の内容（1）発達支援

最初に「養護」を位置付けた上で、

(ア) 健康・生活 に関しては体力的な問題や発達状況を踏まえて支援内容を追加。下線部

a 「健康状態の常なるチェックと対応を行うとともに、医療機関と連携した支援を進める。」

b 「健康な生活のリズムを身に付け、楽しんで食事ができるよう支援する。食べられる食形態を保障するとともに、食の偏りの原因を踏まえたていねいな支援を行う。また、…」

c 「訓練」という表現は乳幼児には適さないので、「それぞれの子どもに適した身体的、精神的、社会的な発達リハビリテーションを保障する。」

## 三、第4章 「関係機関との連携」に関して

### 1、母子保健や医療機関等との連携

#### (1) 母子保健等との連携

文章の最後に「そのために、保健センター等と協力して、障害を疑われる子どもと保護者のための「親子教室」にスタッフとして参加する、親子が参加しうる「グループ療育教室」を運営する等に取り組む。」を追記する。

### 2、保育所や幼稚園等との連携

第1段落の終わりに「入園前に担当職員が親子と同行し、園環境に沿った具体的な支援の手立ての検討や、入園前のお試し保育の実施など、子どもがより安心して移行しうるよう支援するとともに、移行後も、移行先の要請で支援を継続することが重要である。」を追記する。

一般施策において「保育所等訪問支援事業」や「併行通園」の記述が見られないことが、連携においてネックとならぬよう、「保育指針解説書」等に何らかの記述を要請する。

## 四、第5章 「児童発達支援の提供体制」に関して

(1) 衛生・健康管理、(2) 非常災害・防犯対策の項に○「医療的ケア児」への対応を追

記すべき。